

1. 目的

市民をはじめとする多くの方からいただいた写真とメッセージを市のホームページに掲載し、加えて、市制施行記念日（10月1日）の50日前より、応募のあった写真とメッセージを活用したカウントダウンを行います。以って市制施行50周年の認知拡大や機運の醸成を図り、まちへの愛着を深めていくための取り組みとします。

2. 事業概要

家族写真や、友人・同僚、大切な人と撮る写真、自撮り写真等に「50」を一緒に写した「写真」と「一言メッセージ」を募集し、応募いただいた写真（メッセージを含む）を順次、市のホームページに掲載します。また、それを活用したカウントダウンを行います。

3. 募集内容

(1) 写真

「50」を一緒に写した「人物写真」

(JPEG 又は PNG、5MB 程度、横位置 (横長) のみ、合成写真不可)

※「50」とは、

- ・両手で50を表現
 - ・50と書いた色紙を持つ
 - ・顔に50とペイント
 - ・背景に街中で見つけた50
 - ・人文字で作った50 など
- 簡単に撮れる写真から、一工夫凝らした写真

(2) 一言メッセージ

- ・50周年を迎えた東久留米市へ
- ・将来の自分に向けた決意表明
- ・大切な人へのメッセージ など

20字以内

4. 応募対象者

市内に在住、在勤、在学の方や東久留米市にゆかりのある方
(個人、団体、学校のクラス、サークル、会社、家族及び友人グループなど)

5. 応募方法

令和2年4月1日(水)から令和2年7月31日(金)までにメールにてご応募ください。応募に必要な事項は以下のとおりです。

- (1) メール件名：「写真・メッセージの応募」
- (2) 添付ファイル：写真1枚（1枚限り）
※写真に写っている方全員の承諾及び未成年の場合は保護者の承諾を得たもの。
- (3) メール本文の記載要件
- ① 一言メッセージ（20字以内）
 - ② 応募者氏名（グループの場合は代表者の氏名）
※未成年の場合は保護者の氏名も記載してください。
 - ③ 電話番号
 - ④ メールアドレス
 - ⑤ 掲載する名前（ニックネーム）又はグループ名
※記載がない場合は応募者氏名にて掲載させていただきます。
- (4) 応募先メールアドレス
50thcd@city.higashikurume.lg.jp

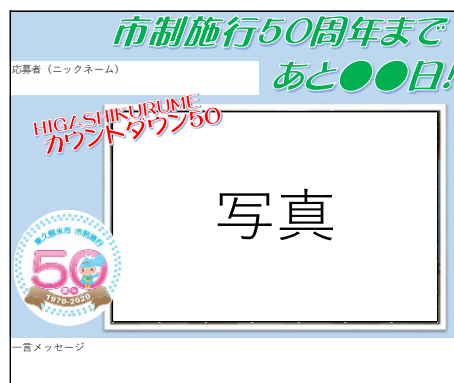
6. 応募写真のホームページへの掲載

応募いただいた写真は、順次まとめて市のホームページに掲載させていただきます。なお、広報紙にも掲載させていただく場合があります。

7. カウントダウン

- (1) カウントダウン数
10月1日の市制施行記念日に向け、50日前からカウントダウンを行います。50枚以上の応募があった場合は、抽選で50枚の写真のカウントダウン写真に使用させていただきます。
- (2) カウントダウン開始日
令和2年8月12日（木）から
- (3) 掲載日
・先着順にカウントダウンの数字を決めて掲載します。（掲載日は指定できません。）
・システムの都合上、日曜日及び祝日のカウントダウン写真は、土曜日のカウントダウン写真と併せて掲載されます。
- (4) 掲載媒体
市ホームページ

（カウントダウンイメージ）



8. 掲載対象外とする写真

- (1) 宗教・営利を目的としたもの、政治目的（選挙運動を含む）としたもの、著作権や第三者の権利を侵害するもの、名誉・信用・プライバシーを毀損するもの、迷惑行為となるもの、差別的なもの、公序良俗に反するもの、その他法令違反となるもの、又はそのおそれがあると本市が判断するもの。
- (2) 募集対象外の写真、必須事項が記入されていないもの、指定したデータ形式やサイズ以外のもの、合成写真。
- (3) その他、掲載が適切でないと市が判断したものの。

9. 注意事項

応募者は、以下をよくお読みいただき、同意の上、応募してください。また、応募された場合には、本募集要領に同意したものとみなし、未成年者の応募については保護者の同意があったものとして取り扱います。

- (1) 応募者は、応募写真が第三者のいかなる権利（プライバシー・肖像権・知的財産権を含む。）も侵害するものではないことを保証し、万一、第三者からの権利侵害・損害賠償請求等の訴訟・異議申立てがあった場合は、市は一切責任を負わず、応募者がその責任と費用負担で全て処理解決することとします。また、それにより市に損害が発生した場合は、その損害を応募者が補償するものとします。
- (2) 応募写真は、写真に写っている方全員の承諾及び未成年者の場合は保護者の承諾を得ているものとします。
- (3) 写真のサイズ変更・トリミングを行い掲載する場合があります。
- (4) 個人情報とは、掲載に関する事項、応募者への連絡以外の目的には使用しません。
- (5) 氏名の掲載を望まれない場合はニックネームを必ず記入してください。
- (6) 掲載日の連絡はしません。市ホームページ等への掲載によって代えさせていただきます。
- (7) 同一人物・同一グループと思われる方から同一と思われる写真の応募があった場合は、一番初めに応募があった写真を掲載させていただきます。
- (8) 応募写真は、市制施行50周年の広報活動のために、市が今後制作する記念制作物において、そのテーマに沿った写真を使用させていただく場合があります。
- (9) 応募いただいた写真の著作権は応募者に帰属しますが、市は、将来にわたり著作物の使用权を無償で有するものとします。

10. 問い合わせ先

応募・掲載に関すること

東久留米市企画経営室秘書広報課（広報係）

電話番号：042-470-7708（直）

企画に関すること

東久留米市企画経営室企画調整課

電話番号：042-470-7702（直）